

業務指示書

フィリピン国バリューチェーン分析を活用した産業振興計画策定プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年6月1日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 竹田 圭宏 Takeda.Yoshihiro@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年6月6日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

(○) 認めます。

() 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：産業政策立案、産業振興

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/産業振興）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：産業政策立案・産業振興に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 バリューチェーン分析】

- 1) 類似業務の経験：マクロ経済分析、貿易統計分析に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 自動車・自動車部品産業】

- 1) 類似業務の経験：自動車産業の分析に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年6月17日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PHP1 = 2.3754 円 , US\$1 = 111.099 円 , EUR1 = 125.356 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 6月23日(木) 10:30～12:30
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部(麹町)2F 228会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクト等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/産業振興

バリューチェーン分析

自動車・自動車部品産業

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

37.75 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年7月1日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
フィリピン国バリューチェーン分析を活用した産業振興計画策定プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/産業振興	(21.00)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(8.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(5.00)	(10.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力：バリューチェーン分析	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：自動車・自動車部品産業	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

フィリピン国

バリューチェーン分析を活用した
産業振興計画策定プロジェクト

業務指示書

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

フィリピンは1950年代以降、他のアジア諸国に先駆けて輸入代替工業化を開始し、製造業の育成を図ってきたが、度重なる政局の悪化や電力・道路・港湾などのインフラ整備の遅れもあり、1980年代以降、外資導入による輸出志向型工業化を通じて製造業を強化してきたASEAN諸国に比べ後れをとることになった。

こうした背景もあり、2010年に就任したベニグノ・アキノ大統領は、製造業の強化や外国直接投資（FDI）の受入を積極的に進めてきた。製造業を巡る「China+1」などの動き、高い経済成長率、フィリピン経済特区庁（PEZA）による経済特区における投資優遇策などの要因により、FDIは2010年の1,070百万ドルから2013年には3,664百万ドルへ増加した。これにより2010年から2013年までの製造業セクターの成長率は5.77%となり、世界平均の2.17%、ASEAN平均の4.97%を上回った。GDPに占める製造業の割合も2010年の22%から2013年には22.75%と微増している。

一方で、過去の政策において外国投資を地場産業に連関させる施策がとられてこなかったことや、財閥企業の投資が製造業以外に向かう傾向があったこと、中小企業の資金アクセスが制約されていることなどから、フィリピンでは他のASEAN諸国と比較して裾野産業が育っていないとされる。例えば、2011年にはGDPの4%を占め、雇用吸収の観点から政府が重点を置く自動車分野では、自動車を構成する約3万種類の部品のうち現地で調達できるのは300種類ほどしかない状況である¹。フィリピンの輸出の40%を占め、基幹産業とも言われる電気・電子産業においても、組立加工しか担っておらず、大半の中間財は輸入に依存しており、より付加価値の高い部品製造や材料の現地調達の拡大は今後の課題である。

また、2015年のASEAN経済共同体（AEC）の発足により、一層の関税率の引き下げと非関税障壁の撤廃が進み、域内経済の統合が加速することが予想される。あわせて中間財を多国間で流通させる域内貿易も加速し、「バリューチェーンの国際化と重層化」が進んでいる。域内企業にとってはマーケットが拡大するとともに競争が激化・複雑化することから、技術力の向上や生産性の向上など競争力の強化が喫緊の課題となってきた。

こうしたなか、自国の製造業の裾野産業を育成するにあたっては産官学の密接な連携の下、対象産業のグローバルなバリューチェーン/サプライチェーン（Global Value/Supply Chain: GVC）と自国企業を取り巻く競争環境を十分に分析したうえで適切な政策的措置を講じる必要性が高まっている。

こうした観点から、フィリピン貿易産業省（Department of Trade and Industry : DTI）はGVC分析を活用した産業振興計画の策定や個々の施策の立案を進めるとともに、それに伴う同省職員的能力向上を図ることを目的に我が国に本プロジェクトを要

¹ Securing the Future of Philippine Industry (<http://industry.gov.ph/>)

請した。本要請を受け、機構は2015年10月～11月に詳細計画策定調査団を派遣し、DTIとの間で協議議事録(M/M)の署名を行い、2016年5月に討議議事録(R/D)を締結した。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

フィリピンの製造業を取り巻くグローバルバリューチェーン(Global Value Chain: GVC)の分析を通じて競争力を強化すべきセグメントと発展を阻害する要因を明らかにするとともに、GVC分析に基づく産業振興計画を策定する。

(2) 期待される成果

- 1) GVC分析を通じて対象産業のGVCにおける位置づけが明らかになる。
- 2) 関係機関のコンセンサスのもと、具体的な施策を伴った対象産業に関する産業振興計画が策定される。
- 3) 産業振興計画のうちいくつかの施策が実行される。
- 4) GVC分析や産業振興計画の策定を通じてDTI職員の政策立案能力が向上する。

(3) 対象地域

フィリピン全土 (ASEAN 域内等での調査活動も実施する)

(4) 関係官庁・機関

主管官庁：貿易産業省 (Department of Trade and Industry)
及び貿易産業省傘下の投資委員会 (Board of Investment)

(5) 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動

- 1) 電子産業サプライチェーン調査報告書 (2010年)
- 2) 生産統計開発計画調査 (2000年～2002年)
- 3) 生産統計 (実査) (公表・分析) プロジェクト (2003年～2005年)
- 4) フィリピン電気・電子製品試験技術協力事業 (1999年～2003年)
- 5) 金型技術向上プロジェクト (1997年～2002年)
- 6) 中小企業開発計画策定支援プログラム (2003年～2004年)
- 7) マニラ首都圏の持続的発展に向けた運輸交通ロードマップ作成支援調査 (2012年～2014年)

3. 業務の目的

フィリピンの製造業を取り巻くグローバルバリューチェーン/サプライチェーン (Global Value Chain / Supply Chain: GVC) の分析を通じて競争力を強化すべきセグメントと発展を阻害する要因を明らかにするとともに、GVC分析に基づく産業振興計画を策定することにより、対象産業において、①外国/内国投資の増加、②雇用の創出、③中小企業のGVCとのリンク強化が行われることも目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、2016年5月に先方実施機関と合意したR/D等に基づいて実施されるものであり、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえた上で、「6. 業務内容」に記載する業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 対象産業

GVC分析を実施し産業振興計画を策定する対象産業を自動車産業とすることで先方政府と合意している。自動車産業には、近年、価値ベースでの比重が増しているカーエレクトロニクス分野も含むものとし、今後の自動車産業のトレンド（例として自動運転技術の発展やモジュラー型組立て、電気自動車/プラグインハイブリッド自動車/燃料電池自動車の今後の展開など）や企業のグローバルな展開に伴う戦略的立地なども考慮した上で産業振興計画を策定することに留意すること。

(2) 策定される産業振興計画の位置づけ

産業振興計画はDTIによる製造業ロードマップ(Manufacturing Industry Roadmap : MIR)の更新版として、産業振興評議会(Industry Development Council : IDC)にて承認されることを目指すことで合意している。MIRは必ずしも自動車産業のみを対象にしたものではないが、自動車産業が製造業に及ぼす波及効果が大いことから、MIRに統合する予定である。産業振興計画をMIRへ統合する方法や時期、産業振興計画自体のフォーマットなどについては、事業開始後にDTI/BOIと相談して進めること。

なお、MIRの下で製造業のセクターごとに作成されているロードマップ(自動車産業及び自動車部品産業についても作成済み)は、DTIの正式な文書として承認を受けたものではなく、業界団体が中心に作成した参考資料との位置づけであるが、同ロードマップを作成した官民によるワーキンググループ(Working Group : WG)とも連携しつつ、最終的にはIDCで承認されることを目指すことに留意すること。

(3) 包括的自動車再興プログラムとの連携

2015年5月にフィリピン政府は包括的自動車再興戦略(Comprehensive Automotive Resurgence Strategy : CARS)を発表し、同12月には実施細則(Implementing Rules and Regulations)を発表した。CARSプログラムは、現地生産者を増やすため、フィリピン国内で製造される3車種に対して合計270億ペソ(約700億円)を提供する補助金プログラムである。同プログラムを所管する省庁間調整委員会(Inter-agency Committee : IAC)は、プログラムの実施を担うのみならず、事務局となるBOIの支援のもと、自動車産業における既存の政策を見直す役割も負っていることから、IACとも連携を図ることに留意すること。

(4) 日比「産業協力アクションプラン」との連携

本業務は、茂木経済産業大臣(当時)とDTIドミンゴ大臣による2014年の産業協力に係る共同声明をベースにした産業協力対話の中に位置づけられる。そのため、インセプションレポート、プログレスレポートI、インテリムレポート、プログレスレポートII、ドラフト・ファイナルレポートのそれぞれの作成時点で、事務局である経

経済産業省通商政策局や現地で関係者を取りまとめる日本大使館に対して、調査方針、報告書案、調査結果等について説明・報告し、事務局や大使館からの意見を踏まえ、JICAの指示に基づき、報告書案の修正などの必要な対応を行うこと。

(5) プロジェクト実施体制

本業務では、DTIの次官補（産業開発グループ担当）がプロジェクトダイレクターを、BOIのエグゼクティブダイレクターがプロジェクトマネージャーを担う。また、日常的な連絡調整を行う中心的なカウンターパート(C/P)をBOIの投資政策計画局（Investment Policy and Planning Service）と製造業局（Manufacturing Industries Service）が担うこととなる。

プロジェクトの進捗管理や省庁間連携の場としては、DTI及びJICAが議長となる合同調整委員会（JCC）を設けることで合意した。JCCのメンバーは、DTI、国家開発研究所（PIDS）、フィリピン自動車産業連合会（FAIP）、電子・半導体産業協議会（SEIPI）、フィリピン投資促進計画運営協議会（Steering Committee for Philippine Investment Promotion Plan）、国家経済開発庁（NEDA）、財務省（DOF）、科学技術省（DOST）、運輸通信省（DOTC）、労働雇用省（DOLE）、技術教育技能教育庁（TESDA）、JICAフィリピン事務所、在フィリピン日本大使館を想定している。

なお、JCCの監督の下、プロジェクトを推進する実務部隊としてWGを設置することで合意しており、フェーズ1でGVC分析に関するWG（GVC/WG）を設置し、フェーズ2ではGVC/WGの結果を踏まえて産業振興計画を詳細化すべくテーマ別のWGを適宜設置する（フェーズ分けについては下記（6）参照）。

(6) 事業のフェーズ分け

本業務は、フェーズ1にて、フィリピン自動車産業のGVCでの位置づけや発展の障害となっている要因をGVC分析にて明らかにし、産業振興計画案を作成する。フェーズ2にて、関係者と合意形成を図りつつ産業振興計画案を構成する施策案の詳細設計を実施するとともに、一部パイロットプロジェクトとして施策案を実際に実施することで、産業振興計画を精緻化することを想定している。なお、調査の構成上、フェーズ分けを行っているが、契約に関しては一体の契約とする。

(7) GVC分析の手法

GVC分析の手法については、将来的にDTIやBOIの職員や現地コンサルタントが活用できる手法を用いることで合意した。そのため、統計分析（貿易統計、OECD-WTOの付加価値貿易統計、国内産業連関表、国際産業連関表など）、関連企業へのアンケートやヒアリング、国内の事業環境や立地環境の調査（貿易協定、関税、規制、税制、インフラ整備状況、物流コスト、産業人材育成体制など）、本邦や域内の主要国へのスタディーツアー/ベンチャーマーキング調査などの手法を組み合わせることで合意した。分析のフレームワークと手法の詳細、及び上記以外に有効な分析手法についてはプロポーザルの中で提案すること。

(8) GVC分析に係る本邦の有識者との連携

上記（7）のとおり、GVC分析は、企業立地、域内分業、国際貿易などの観点から多くの学術的な蓄積を活用できることから、GVC分析のフレームワークを構築するに

あたっては、本邦の有識者とも相談して知見を活用すること。なお、本邦の有識者との連携は受注者の責任で実施すること。

(9) 自動車分野での産業振興計画の目指す姿

CARS は完成車の生産台数を増やすことを補助金の条件にしていることから、フィリピン政府は部品製造から完成車組み立てまでを一国でかかえるフルセット主義を模索しているようにもみえるが、本プロジェクトで策定する産業振興計画の目指すところは必ずしもフルセット主義だけを模索しているわけではなく、半製品や部品単位での国際競争力の強化と GVC への組み込みも視野に入れている。GVC 分析及び産業振興計画策定にあたっては、この点に十分注意すること。

(10) 業務実施プロセス全般を通じた DTI/BOI 職員などへの技術移転

本業務では産業振興計画を策定することが中心的な目的ではあるが、JICA の協力終了後も DTI/BOI 職員が自らの力で、自動車産業以外の分野でも産業振興計画を策定できるよう GVC 分析や産業振興計画の手法について体系的に学ぶ機会を設けることが重要である。また、DTI/BOI 職員のみならず、産業政策の立案や提言を行っている政府系シンクタンクや大学といった研究機関や業界団体の職員に対しても学ぶ機会を設けることも重要である。そのため、協力期間を通じた研修計画を立てるとともに、DTI/BOI 職員を中心とした官民ネットワークを考慮しながら業務を遂行するよう留意すること。

(11) パイロットプロジェクトの実施

策定される産業振興計画のうち、協力期間内に産業人材育成に係る施策など実行に移せるものについてはパイロットプロジェクトを実施する。パイロットプロジェクトとして実施する施策については現時点では固まっていないため、GVC 分析や関係者との協議を踏まえて内容を固めることとし、本契約との関係においては契約変更によって対応すること。パイロットプロジェクトは立案した施策案の実施に係るものとし、例えば、取り組みやすい事例として特定の産業人材育成機関の戦略立案に係る能力強化、官民協働によるカリキュラム開発、指導員や普及員のトレーニング、専門家による民間企業への指導・助言事業などが想定されるが、産業人材育成機関の強化や PPP による運営に係る詳細な F/S (あるいは F/S を担う人材の開発) や、投資促進機関の投資誘致に係るイベントの開催といったことなども考えられる。

(12) 他ドナーが整備した既存資料の活用と差別化

USAID が実施しているフィリピン競争力強化プロジェクト (Advancing Philippine Competitiveness : COMPETE) では自動車部品産業を含む 10 セクターの産業ロードマップの質を高めるべく協力を行っている。その中では、ASEAN 経済共同体 (ASEAN Economic Community : AEC) の発足に伴うインパクト分析、産業ごとのジェンダー影響分析、産業連関分析が実施された。いくつかのセクターについては、米国デューク大学に委託する形で 2016 年 3 月末を目途に GVC 分析を実施する予定である。そのため、USAID 及び DTI と連携し、これらの分析の成果も活用しながらも、プラスアルファの視点を含めつつ業務を進めること。

(13) 客観的な根拠に基づく施策案の策定への配慮

産業振興計画の具体的な施策の中には、規制の変更のみならず、優遇税制や補助金など財政面での施策や、人材育成プログラムなど予算が伴うものも想定されることから、計画を実効的なものにするためには、歳入を管理する財務省（Department of Finance）や担当省庁の説得と合意が不可欠である。そのため、当該施策案の産業連関分析や費用便益分析などできるだけ客観的に施策の効果が明らかになるようにすること。また、それぞれの施策の効果について、目標値を設定しモニタリングができるようにする工夫するも求められる。

(14) 実施機関との密接なコミュニケーションの確保

2016年5月の大統領選挙による政権交代に伴い、政府高官が入れ替わる可能性があることから、G/Pと連絡を密にしながら業務を進めること。フィリピン側実施機関のアイデア・注文等については、高い合理性、必要性が認められる場合、JICAとして遅滞なく検討し、必要に応じ、必要な処置（先方G/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。

(15) GVCに関する国際場裏での発表などに関する側面支援

フィリピン側の実施機関は、経済協力開発機構（OECD）をはじめとするGVCに関する国際会議等に出席してきている²。協力期間中に、同様の会議への出席が予定され、本プロジェクトに関連する支援を求められた場合は、積極的に協力し、本プロジェクトの取組みを発信するとともに、有用なフィードバックを得るよう努めること。

(16) 特にプロポーザルを求める事項

プロポーザル作成にあたっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、可能な範囲で具体的な提案を行うこと。

- a) GVC分析の枠組みと手法（統計情報の入手方法やアンケート実施手法も含む）
- b) 本邦研修・第三国スタディーツアーの計画
- c) 事業フェーズ分けとフェーズごとの期間
- d) WGのメンバーとなる現地研究機関（シンクタンクや大学など）の活用方法
- e) GVC分析のフレームワーク構築にかかる本邦の有識者との連携

なお、業務量を大幅に超える提案を行う場合、プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、見積書についても同代替案についての見積書であることを明記して提出することとする。代替案についての見積書については契約交渉時に代替案の内容と併せて協議を行うこととする。

6. 業務の内容

<フェーズ1>

(1) 事前準備（国内作業）及びインセプションレポートの説明・協議

² OECD Global Value Chain <http://www.oecd.org/sti/ind/global-value-chains.htm>

- 1) 関連資料・情報の収集・分析等
詳細計画策定調査で収集した資料を含む既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。
 - 2) インセプションレポートの作成
上記の結果をとりまとめて、インセプションレポートとして取りまとめ、JICA と協議の上、内容の承認を得る。
 - 3) インセプションレポートの説明・協議等
インセプションレポートを実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。また、協議議事録 (M/M) で確認されている先方実施機関との責任の分担関係について確認を行う。
- (2) プロジェクト実施体制の構築
- 1) プロジェクト関係者の確認
実施機関と相談し、日常的にやり取りを行うカウンターパートの配置を確認するとともに、自動車産業の GVC 分析や産業振興計画の立案に係る関係者を確認する。
 - 2) 合同調整委員会 (Joint Coordinating Committee : JCC) の設立
実施機関と相談し、プロジェクトの進捗管理・監督・助言等を行う JCC に参加する各機関の代表者を決定し、JCC を設立する。
 - 3) GVC 分析ワーキンググループ (GVC/WG) の設立
実施機関と相談し、GVC 分析を実施/支援するメンバー (カウンターパートを含む) を決定し、GVC/WG を設立する。なお、GVC 分析以外のテーマ別の WG については、GVC 分析の結果を踏まえ、フェーズ 2 以降に設立を検討することとする (例、財政支援 WG、産業人材育成 WG、市場拡大 WG、投資促進 WG など)。
- (3) GVC 分析のフレームワーク、及び研修計画の策定
GVC 分析の手法や作業工程などを決定しフレームワークを構築するとともに、GVC/WG のメンバーに対し、フレームワークを説明し了解を得る。また、同フレームワークに合わせて、GVC/WG メンバーに対する研修計画 (セミナー、ワークショップ、OJT による指導を含む) を策定し、了解を得る。
- (4) プログレスレポート I の作成・説明・協議
上記 (3) をプログレスレポート I として取りまとめ、JCC にて作成・説明・協議として、基本的な了解を得る。
- (5) GVC 分析の実施
GVC/WG のメンバーとともに分析のフレームワークに基づき、フィリピン自動車産業の GVC 分析を実施する。想定される分析手法は以下のとおり。なお、産業振興計画の策定に役立つより効果的な GVC 分析の手法がある場合は、プロポーザルにて提案すること。
- 1) フィリピン自動車産業の基礎情報
自動車産業の国内生産台数及び額、輸出入台数及び額、雇用数、企業数 (中

小企業や外資の割合を含む)、所得へのインパクトなどといった基礎的な経済情報を収集する。

2) 他機関が実施した GVC 分析のレビュー

USAID の COMPETE が米国デューク大学に委託して実施している自動車部品産業を対象とした GVC 分析の手法及び結果を中心に、他機関が実施している GVC 分析に関する情報をレビューする。

3) 統計データの分析

自動車産業に関する各国貿易統計、OECD-WTO 付加価値貿易統計 (TiVA)、国際貿易統計、各国産業連関表、国際産業連関表などを分析する。

4) 自動車関連企業の事業戦略や経営・取引状況などの分析

自動車組立や部品産業を含む自動車関連産業の構造について分析する。また、グローバル立地戦略や経営・取引状況、フィリピン国内での経営戦略や経営・取引状況などについて、日本の本社やフィリピンの現地法人などに対して、アンケート調査やヒアリング調査を実施する。また、各企業が抱えている経営上の課題や政府への要望についても分析・整理を行う。

5) フィリピンの自動車産業政策や事業環境の分析

自動車・自動車部品の関税率、安全・環境規制、国内税制 (外資参入に関わる規制を含む)、政府補助金、市場規模 (販売台数)、販売傾向、物流インフラ整備状況と物流コスト、産業人材育成機関の状況など、フィリピン政府の政策や事業環境などについて分析する。

6) ASEAN 主要国の自動車産業の状況や政策の分析

自動車や自動車部品を生産する ASEAN 主要国の自動車産業の自動車産業の状況 (市場規模、販売傾向、インフラ整備状況と物流コスト、産業人材育成機関の状況、サプライチェーン/バリューチェーン構造など) や自動車振興策 (国内税制、安全・環境規制、政府補助金など) を調査・分析する。

7) 部品群/工程ごとのサプライチェーン/バリューチェーン分析の実施

自動車を構成する部品群/工程ごとにサプライチェーン/バリューチェーンの状況を把握するとともに、競争力のある部品や工程、フィリピンで製造されていない部品や欠けている工程をマッピング等を行いつつ明らかにし、上記 1) ~ 6) を踏まえた強化策や解決策について分析する。なお、自動車を構成する約 3 万点の部品について個々に分析する必要はないが、同様の特徴を持った部品や工程をまとめるなど、産業振興計画案の策定に有効な分類を用いること。

(6) 本邦研修や第三国スタディーツアーの実施

上記 (5) の GVC 分析をするにあたり、GVC/WG メンバーの能力強化も兼ねて、他国の自動車産業や企業の情報を収集するために、本邦研修や第三国スタディーツアー (タイ、マレーシア、インドネシアなどの自動車生産国) を実施する。本邦研修・第三国スタディーツアーを、8 名程度に対して、それぞれ 1 回ずつ 10 日間程度の研修を想定している。研修内容が確定していないため、調査実施中にこれらを C/P 機関と協議の上、確定する。第三国スタディーツアーの実施については一般業務費内で対応することとする。

(7) 産業振興計画（案）の作成

上記（5）の GVC 分析の結果を取りまとめ、産業振興計画（案）を作成する。策定にあたっては、サプライチェーン／バリューチェーンのうち他国の自動車生産国と比較して競争力のある部品や工程、あるいは強化すべきセグメントを明らかにしつつ、市場規模、販売傾向、物流コスト、産業人材育成状況などを総合的に勘案しつつ、競争力強化のための施策案を導出する。また、業務の目的である①外国/内国投資の増加、②雇用の創出、③中小企業の GVC とのリンケージ強化を意識した施策をまとめる。

(8) フェーズ 2 の実施体制の構築及び作業工程の策定

上記（7）を踏まえて、フェーズ 2 の実施体制の構築を行う。具体的には個々の施策の詳細設計を行うためのテーマ別 WG を設立して関係者をメンバーに任命する。また、テーマ別 WG ごとにフェーズ 2 での作業工程を策定し関係者の合意を得る。フェーズ 1 の活動の結果、フェーズ 2 に追加で専門家の配置が必要な場合は、契約変更で対応することとするため、速やかに JICA と相談し必要な手続きをとる。

(9) インテリムレポートの作成・説明・協議

上記（5）～（7）の結果をインテリムレポートとしてとりまとめ、JCC にて説明・協議し、基本的了解を得る。

(10) セミナー/ワークショップの開催

DTI/BOI や WG のメンバーに関わらず、自動車産業に関わるフィリピン側のあらゆるステークホルダーやドナー関係者に対して意見の聴取及び調査成果の周知・活用が図られるよう、セミナー又はワークショップを開催する。

<フェーズ 2>

(11) 産業振興計画を構成する施策案の詳細設計

1) 施策案の内容の精緻化

上記（7）にて提示された施策案について、WG のメンバーと協議しながら精緻化する。その際は、①外国/内国投資の増加、②雇用の創出、③中小企業の GVC とのリンケージ強化が達成することを目標に置きつつ、施策毎の達成目標、施策を実現するにあたっての実施主体、関係者の役割分担、必要予算、（時限的な施策の場合は）実施期間などを算出する。

2) 施策案の社会経済的なインパクトの予測と評価

上記 1) で精緻化された施策案につき、産業連関分析や費用便益分析などを通じて社会経済的なインパクトを予測する。また、官民連携手法を用いるなど、料金徴収などが期待できる場合は費用の回収なども念頭に置きながら施策の評価を行う。

3) 施策の代替案の検討

上記 1) ～ 2) を施策案ごとに繰り返し、施策の社会経済的なインパクト

が最大化できる代替案を検討する。

4) パイロットプロジェクト案の検討

上記1)～3)で検討した施策案のうち、プロジェクト期間内に実施可能なものを2つ程度選択し、実施手法・予算・スケジュールなどを検討する。なお、パイロットプロジェクトの実施については現時点では内容が固まっていないため、当初の契約には含めず、内容が固まり次第、契約変更にて対応することとするため、速やかにJICAと相談して必要な手続きをとる。

(12) 本邦研修・第三国スタディーツアーの実施

上記(11)の施策案の詳細設計をするにあたり、WGメンバーの能力強化も兼ねて、他国の産業振興事例を参考にするために、本邦研修や第三国スタディーツアー(タイ、マレーシア、インドネシアなどの自動車生産国)を実施する。本邦研修・第三国スタディーツアーを、8名程度に対して、それぞれ1回ずつ10日間程度の研修を想定している。現時点では研修内容が確定していないため、調査実施中にこれらをC/P機関と協議の上、確定する。第三国スタディーツアーの実施については一般業務費で対応することとする。

(13) プログレスレポートIIの作成・説明・協議

上記(11)～(12)の結果をプログレスレポートIIとしてとりまとめ、JCCにて説明・協議し、基本的了解を得る。

(14) パイロットプロジェクトの実施

上記(11)で選択しJCCで了解を得たパイロットプロジェクトを実施する。パイロットプロジェクトの実施にあたり、契約変更が必要な場合は速やかにJICAと相談して対応することとする。

(15) ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議

パイロットプロジェクトで得た教訓をプログレスレポートIIに反映させる形で更新して、ドラフト・ファイナルレポートを作成し、JCCにて説明・協議し、基本的了解を得る。

(16) セミナー/ワークショップの開催

DTI/BOIやWGのメンバーに関わらず、自動車産業に関わるフィリピン側のあらゆるステークホルダーやドナー関係者に対して意見の聴取及び調査成果の周知・活用が図られるよう、セミナー又はワークショップを開催する。また、外国からの投資が促進されるよう東京でもセミナーを開催する。

(17) ファイナルレポートの作成

上記(16)のセミナー/ワークショップの結果をドラフト・ファイナルレポートに反映させる形で更新し、JICA及び先方実施機関のコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、JICAに提出する。

(18) 産業振興評議会(Industry Development Council:IDC)での承認

産業振興計画（案）を製造業ロードマップ（Manufacturing Industry Roadmap：MIR）の更新版として、IDCで承認を得る。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後半月以内

部数：英文30部（簡易製本）

2) プログレスレポート I

記載事項：プロジェクト実施体制、GVC分析フレームワーク（GVC分析の手法、作業工程）、研修計画等

提出時期：調査開始3ヶ月後を目処

部数：英文30部（簡易製本）

3) インテリムレポート

記載事項：GVC分析の結果、本邦研修・第三国スタディーツアー実施結果、産業振興計画案、フェーズ2の実施体制等

提出時期：調査開始12ヶ月後を目処（フェーズ1終了時）

部数：英文30部（簡易製本）

4) プログレスレポート II

記載事項：施策案の詳細設計結果（数値目標、実施手法、予算、実施スケジュール、産業波及効果を含む）、パイロットプロジェクト案、本邦研修・第三国スタディーツアー実施結果、

提出時期：調査開始18か月後を目途

部数：英文30部（簡易製本）

5) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：フェーズ1及びフェーズ2の調査結果全体

提出時期：現地業務終了時（調査開始22ヶ月後を目処）

部数：英文30部（簡易製本）、要約編和文5部（簡易製本）

7) ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果

提出時期：ドラフト・ファイナルレポートに対するフィリピン側コメント提出から1ヶ月以内

部数：英文30部（製本）、要約編和文15部（製本）、CD-R3部

(2) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後10日以内

部 数：和文5部（簡易製本）

2) 変更業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：フェーズ2開始時（調査開始12ヶ月後を目処）

部 数：和文5部（簡易製本）

3) 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

①最終報告書の概要

②活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③活動内容（技術移転）

現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

④業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

⑤今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）

⑥提案した計画の具体化に向けての提案

添付資料

①業務フローチャート

②業務人月表

③研修員受入れ実績

④調査用資機材実績（引渡リスト含む）

⑤合同調整委員会議事録等

⑥その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部 数：和文3部（簡易製本）

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程（予定）

2016年7月下旬よりフェーズ1の業務を開始し、2017年7月中旬を目途にインテリムレポートを提出する。2017年7月下旬からフェーズ2の業務を開始し、2018年5月中旬までにドラフト・ファイナルレポートを提出し、2018年7月中旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

合計 約 84.08 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括／産業振興（1号）
- 2) GVC分析（2号）
- 3) 自動車・自動車部品産業（2号）
- 4) カーエレクトロニクス
- 5) ビジネス環境・投資促進
- 6) 産業人材育成
- 7) 業務調整／研修企画

3. 相手国の便宜供与

討議議事録（R/D）および協議議事録（M/M）を参照のこと。

4. 配布／貸与資料及び閲覧資料

配布資料：詳細計画策定結果、詳細計画策定調査時収集資料

閲覧資料：詳細計画策定調査時収集資料（ハードで入手したもの）

閲覧資料につきましては、産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チーム（担当：志摩 03-5226-8055）までご連絡ください。

5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。現地再委託の実施・監督の方法、必要な現地再委託の内容と人月などについてはプロポ

一ザルで提示すること。

(1) ASEAN 各国産業統計収集調査

調査期間：約 2 人月

調査地点：ASEAN 各国

調査項目：ASEAN 各国の貿易統計や産業連関表の収集・分析

(2) 自動車関連企業ヒアリング調査

調査期間：約 6 人月

調査地点：フィリピン全土

調査対象：フィリピン国内の自動車関連企業（組立メーカー、部品メーカー、材料メーカー、輸出入業者等）

調査項目：調査団が作成する質問票の配布・回収・集計・分析

(3) 製造業向け政府振興施策調査

調査期間：約 2 人月

調査地点：マニラ

調査対象：関係各省庁

調査項目：各省庁が所管する製造業向けの振興施策（優遇税制、補助金、許認可など）

(4) 産業人材育成機関プロファイリング調査

調査期間：約 2 人月

調査地点：フィリピン全土

調査対象：官民の産業人材育成機関

調査項目：組織概要、サービス概要、予算、職員数、実績、技術水準など

(5) 物流コスト調査（ASEAN 域内・フィリピン国内）

調査期間：約 4 人月

調査地点：ASEAN 各国、フィリピン国内

調査対象：空港、港湾、航空会社、船会社、物流会社

調査項目：ASEAN 域内での自動車及び自動車部品の物流コストなど

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲で具体的な提案を行うこと。また、上記に含まれていない業務について現地再委託を実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

7. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) カウンターパートの出張旅費

C/P の出張旅費については、円滑な業務実施及びプロジェクト終了後の C/P 機関の自立発展の促進の観点から、実施機関がその財政上の理由等により負担し得ない場合、次の条件により当該経費を C/P に支給することが出来る。なお、精算には証拠書類を必要とする。

- 1) プロジェクト業務に関する用務、目的地であること
 - 2) 交通費、日当・宿泊費であること（但し、交通費と宿泊費は実費支給）
 - 3) 当機構が事前に承認していること
 - 4) C/P 機関からの申請書を取り付けていること
- 経費については分けて見積もることとする。

(3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA フィリピン事務所、在フィリピン日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(4) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。